改正

昭和57年10月2日条例第31号昭和59年12月25日条例第26号平成7年6月26日条例第11号平成9年6月23日条例第11号平成18年12月15日条例第31号平成21年12月17日条例第17号平成23年3月22日条例第7号平成24年3月21日条例第4号平成25年3月22日条例第5号

知名町子ども医療費助成条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もつて子どもの健康の保持増進 を図るために行なう、子どもに係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において「子ども」とは、中学校修了前(15歳に達する日以後最初の3月31日までにある者)の者をいう。
- 2 この条例において「助成対象児」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、知名町の区域内に住所を有する者をいう。ただし、知名町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年12月25日知名町条例第47号)、知名町ひとり親家庭医療費助成条例(平成15年条例第5号)の対象者である子ども及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子どもは除く。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済組合法 (昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員等共済組合法 (昭和33年法律第128号)
 - (5) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)
- 4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付療養費、家族療養費、 訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。
- 5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担 すべき一部負担金又は、これに相当する金員をいう。
- 6 この条例において「市町村民税非課税世帯」とは、保険給付があつた月の属する年度(当該保険給付のあつた月が4月から7月までの場合にあつてはその前年度)に、市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課される場合を除く。)をいう。)が助成対象児の属する世帯の世帯員のすべてについて課されていない世帯をいう。
- 7 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に助成対象 児を監護している主たる生計維持者をいう。

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象 児を現に監護している者とする。

(助成)

- 第4条 町長は、助成対象児の受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払つた助成対象者に対して子ども医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。
- 2 助成金の額は、子ども1人1月の医療費につき、<u>市町村民税非課税世帯</u>以外の世帯については 一部負担金の支払額の毎月分から1,000円を控除した額とし、<u>市町村民税非課税世帯</u>については一 部負担金の額とする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当 該助成対象者が支払つた一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもつて、当該助 成対象者の一部負担金とみなす。
 - (1) 国又は、地方公共団体の負担する医療に係る給付
 - (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
 - (3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる附加給付
 - (4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、助成対象児に係る医療費の助成を受ける者が当該助成 に係る医療に関し医療機関に支払つた証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成 する。

(受給資格者の登録)

- 第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、町長の助成金受給資格者登録(以下「登録」 という)を受けなければならない。
- 2 登録を受けた助成対象者(以下「受給資格者」という。)は、登録事項に変更を生じたときは、 すみやかに町長に届け出なければならない。この場合において受給資格者が自ら届出ることがで きないときは、その事情を明らかにして、他の者が届出ることができるものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 町長は登録を行なつたときは、受給資格者に対して子ども医療費助成金受給資格者証(以下「資格者証」という。)を交付する。

(受給資格者証の提示)

第6条の2 助成対象児が保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面(以下「被保険者証」という。)とともに資格者証を提示しなければならない。

(助成金の支給申請)

- 第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に 申請しなければならない。
- 2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証と資格者証を提示して保険 給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険 団体連合会から町長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知された ことをもつて、前項の規定による助成金の申請があつたものとみなす。
- 3 第1項の申請は、助成対象児が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月をこえるときは、行なうことができない。ただしやむをえない事情があると町長が認めたときはこの限りでない。

(助成金の支給)

第8条 町長は前条第1項の申請があつたとき又は前条第2項の規定による申請があつたものとみなされるときはその内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第9条 町長は助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに支給した

助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。
- (2) 助成対象児の受けた保険給付の原因が第三者の行為によつて生じたものである場合において当該第三者が損害を賠償したとき。

(規則への委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則
 - この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日以降の診療分から適用する。 附 則(昭和57年10月2日条例第31号)
 - この条例は、昭和57年10月1日以降の診療分から適用する。 附 則(昭和59年12月25日条例第26号)
 - この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。 附 則(平成7年6月26日条例第11号)
 - この条例は、公布の日から施行し、平成7年8月1日以降の診療分から適用する。 附 則(平成9年6月23日条例第11号)
 - この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日以降の診療分から適用する。 附 則(平成18年12月15日条例第31号)
 - この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月1日以降の診療分から適用する。 附 則(平成21年12月17日条例第17号)
 - この条例は、公布の日から施行し、平成22年1月1日以降の診療分から適用する。 附 則(平成23年3月22日条例第7号)
 - この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日以後の診療分から適用する。 附 則(平成24年3月21日条例第4号)
 - この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以後の診療分から適用する。 附 則(平成25年3月22日条例第5号)
 - この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日以後の診療分から適用する。